

新旧対照表〔2023年12月1日実施〕

■ au でんき需給約款

改定前（旧）	改定後（新）															
<p>au でんき需給約款 2023年6月1日実施</p> <p>21 料金等の支払い (略)</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、当社または KDDI が承諾した場合には、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行1回ごとに</td> <td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td> </tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票および 書面請求書の発行1回ごとに</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>au でんき需給約款 2023年12月1日実施</p> <p>21 料金等の支払い (略)</p> <p>(4) 当社および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社および KDDI 所定の事由に該当するときは、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りではありません。</p> <p>イ お客さまが法人用契約でご契約のとき。</p> <p>ロ その他当社または KDDI が別に定める条件に該当するとき。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに</td> <td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 当社および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又</p>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
区分	単位	手数料額														
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)														
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)														
区分	単位	手数料額														
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)														

<p>(7) お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りではありません。</p> <p>イ お客さまが法人用契約でご契約のとき。</p> <p>ロ その他当社または KDDI が別に定める条件に該当するとき。</p> <table border="1" data-bbox="1137 435 2123 584"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1149 679 2112 1031"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td>収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 次のいずれかに該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 (1) お客さまが法人用契約でご契約のとき。 (2) その他当社または KDDI が別に定める条件に該当するとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 次のいずれかに該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 (1) お客さまが法人用契約でご契約のとき。 (2) その他当社または KDDI が別に定める条件に該当するとき。	
区分	単位	手数料額													
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)													
区分	手数料の額														
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)														
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額														
備考 次のいずれかに該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 (1) お客さまが法人用契約でご契約のとき。 (2) その他当社または KDDI が別に定める条件に該当するとき。															
<p>附 則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2023年6月1日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2023年12月1日から実施いたします。</p>														

■ au でんき供給約款（北海道電力・auEL）料金表

改定前（旧）			改定後（新）								
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>								
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額						
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）						
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）									
<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額			
区分	単位	手数料額									

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<p>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</p>	<p>払込取扱票の発行 1 回ごと に</p>	<p>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</p>								
<p>9 収納手数料の負担等 お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p> <p>9 収納手数料の負担等 お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1144 440 2114 703"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td>収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額										
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)										
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額										
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。											
<p>附 則 (実施期日) この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日) この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>										

■ au でんき供給約款（東京電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																					
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td style="text-align: center;">払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td style="text-align: center;">税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td style="text-align: center;">払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td> <td style="text-align: center;">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL または KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td style="text-align: center;">払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td> <td style="text-align: center;">税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">単位</td> <td style="text-align: center;">手数料額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																				
区分	単位	手数料額																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																				
区分	単位	手数料額																				
区分	単位	手数料額																				

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1142 97 2123 199"> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1142 295 2123 558"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td>収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ au でんき供給約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
			区分	単位	手数料額

<p>(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1137 98 2132 197"> <tr> <td data-bbox="1137 98 1496 197"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 98 1872 197"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1872 98 2132 197"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1146 293 2123 612"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 293 1657 344">区分</th> <th data-bbox="1657 293 2123 344">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 344 1657 440"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1657 344 2123 440"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 440 1657 536"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1657 440 2123 536"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1146 536 2123 612"> 備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ au でんき供給約款（北陸電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）									
<p>7 料金等の支払義務、支払期日および支払方法</p> <p>(1) auEL は、料金その他の au でんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金その他を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され auEL または KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、auEL または KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）を申し受けます。</p> <table border="1" data-bbox="107 821 1102 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td> </tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払義務、支払期日および支払方法</p> <p>(1) auEL は、料金その他の au でんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金その他を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたとき（以下「振込払い」といいます。）は、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、</p>
区分	単位	手数料額								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								

- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

- (3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (4) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (5) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。
- (6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。
- (7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

- (8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の

<p>(5) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<p>収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1149 145 2112 464"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 145 1659 196">区分</th> <th data-bbox="1659 145 2112 196">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 196 1659 296">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td data-bbox="1659 196 2112 296">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 296 1659 397">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td data-bbox="1659 296 2112 397">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1149 397 2112 464">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額								
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。									
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>								
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>								

■ au でんき供給約款（関西電力・auEL）料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>8 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>8 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りではありません。</p> <p>イ お客さまが法人用契約でご契約のとき。</p> <p>ロ その他 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するとき。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
			<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、次の各号いずれかに該当するもの</p>		

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<p>が含まれる場合はこの限りではありません。</p> <p>イ お客さまが法人用契約でご契約のとき。</p> <p>ロ その他 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するとき。</p> <table border="1" data-bbox="1137 240 2130 389"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1151 488 2116 839"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td>収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 次のいずれかに該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 (1) お客さまが法人用契約でご契約のとき。 (2) その他 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 次のいずれかに該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 (1) お客さまが法人用契約でご契約のとき。 (2) その他 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するとき。	
区分	単位	手数料額													
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)													
区分	手数料の額														
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)														
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額														
備考 次のいずれかに該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 (1) お客さまが法人用契約でご契約のとき。 (2) その他 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するとき。															
<p>14 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>														
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>														

■ au でんき供給約款（中国電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）									
<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他の au でんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され auEL または KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、auEL または KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）を申し受けます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td> </tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他の au でんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払い（以下「振込払い」といいます）に必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項の振込払いに基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、次の各号いずれかに該</p>
区分	単位	手数料額								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								

- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

当するものが含まれる場合はこの限りではありません。

イ お客さまが法人用契約でご契約のとき。

ロ その他 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するとき。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

- (3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (4) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (5) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。
- (6) auEL または KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。
- (7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、次の各号いずれかに該当する場合はこの限りではありません。
- イ お客さまが法人用契約でご契約のとき。
- ロ その他 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するとき。

<p>(5) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。</p> <p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1131 97 2128 247"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1176 343 2083 630"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td>収納代行機関が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 次のいずれかに該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 (1) お客さまが法人用契約でご契約のとき。 (2) その他 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するとき。</p> <p>(9) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。</p> <p>(10) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
区分	単位	手数料額											
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)											
区分	手数料の額												
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)												
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>												
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>												

■ au でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）料金表

改定前（旧）			改定後（新）								
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(6) お客さま等からのお申し出により、沖縄セルラーまたは KDDI が承諾した場合には、沖縄セルラーまたは KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(6) 沖縄セルラーおよび KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等沖縄セルラーおよび KDDI 所定の事由に該当するときは、沖縄セルラーまたは KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、沖縄セルラーまたは KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>								
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額						
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)						
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)									
<p>(8) 沖縄セルラーおよび KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う沖縄セルラーまたは KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、沖縄セルラーまたは KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、沖縄セルラーまたは KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(9) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、沖縄セルラーまたは KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額			
区分	単位	手数料額									

<p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1131 98 2132 199"> <tr> <td data-bbox="1131 98 1489 199"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1489 98 1870 199"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1870 98 2132 199"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(10) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1164 295 2098 558"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 295 1668 343">区分</th> <th data-bbox="1668 295 2098 343">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 343 1668 414"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1668 343 2098 414"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 414 1668 486"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1668 414 2098 486"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1164 486 2098 558"> 備考 沖縄セルラーまたは KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 沖縄セルラーまたは KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 沖縄セルラーまたは KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>12 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この au でんき料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この au でんき料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											